

「令和2年度入間市の教育」抜粋

入間市教育の基本

入間市は、まちづくりのビジョンとして、「香り豊かな緑の文化都市」を掲げ、人・まち・自然が元気なまちづくりを推進しています。

さらに、平成29年度からの「第6次入間市総合計画」においては、10年間の行政運営において「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」を目指して、その大きな方向性として、「元気な子どもが育つまち」をテーマに施策の推進を図ることとしています。

そのため、本計画においては、「豊かな人間性の育成」を教育行政の理念に据え、市民一人ひとりがさまざまな学びを通じて充実した生活を送り、さらには暮らしやすい地域づくりに向けて積極的に関わっていけるように、「学びと実践があふれるまち」をテーマに施策展開を図り、市政運営の方向性につなげていきます。

なお、本計画期間における施策の重要な方向性として次の3点を設定して、常にその方向性を確かめ、堅持していくことで、市政と連携した教育行政の推進を図り、「学びと実践があふれるまち」の実現を目指していきます。

①夢の実現に向けた学校教育の充実

『子ども未来室事業』を継続し、着実に推進するとともに、子どもたち一人ひとりの夢の実現に向けて9年間の義務教育の充実を図るため、小中一貫教育の取り組みや、ユニバーサルデザインの視点に立った教育の展開、学力の向上に重点を置いて取り組みます。そのために居場所のある学級づくりや、学びたい、分かりたい子どもの学力保障と授業改善に取り組み、主体的な学びがあふれる学校づくりを進めます。

※ 子ども未来室事業とは

すべての子ども（特に障害のある子）の自立支援を目指す取組で、学力向上や不登校の解消もそのねらいとしています。具体的には、自立に向けた早期支援と学校間のなめらかな接続を目指した取組をしています。早期支援としては、保育園（所）・幼稚園へ臨床心理士等が巡回支援をしたり、小学校就学前の通級指導教室「茶おちゃお」を開設したりしています。接続支援としては、小学校就学前後に行う支援の統一化により、小1プロブレムの対応を図ったり、小中一貫教育を展開し、いわゆる中1ギャップの解消に努めたりしています。

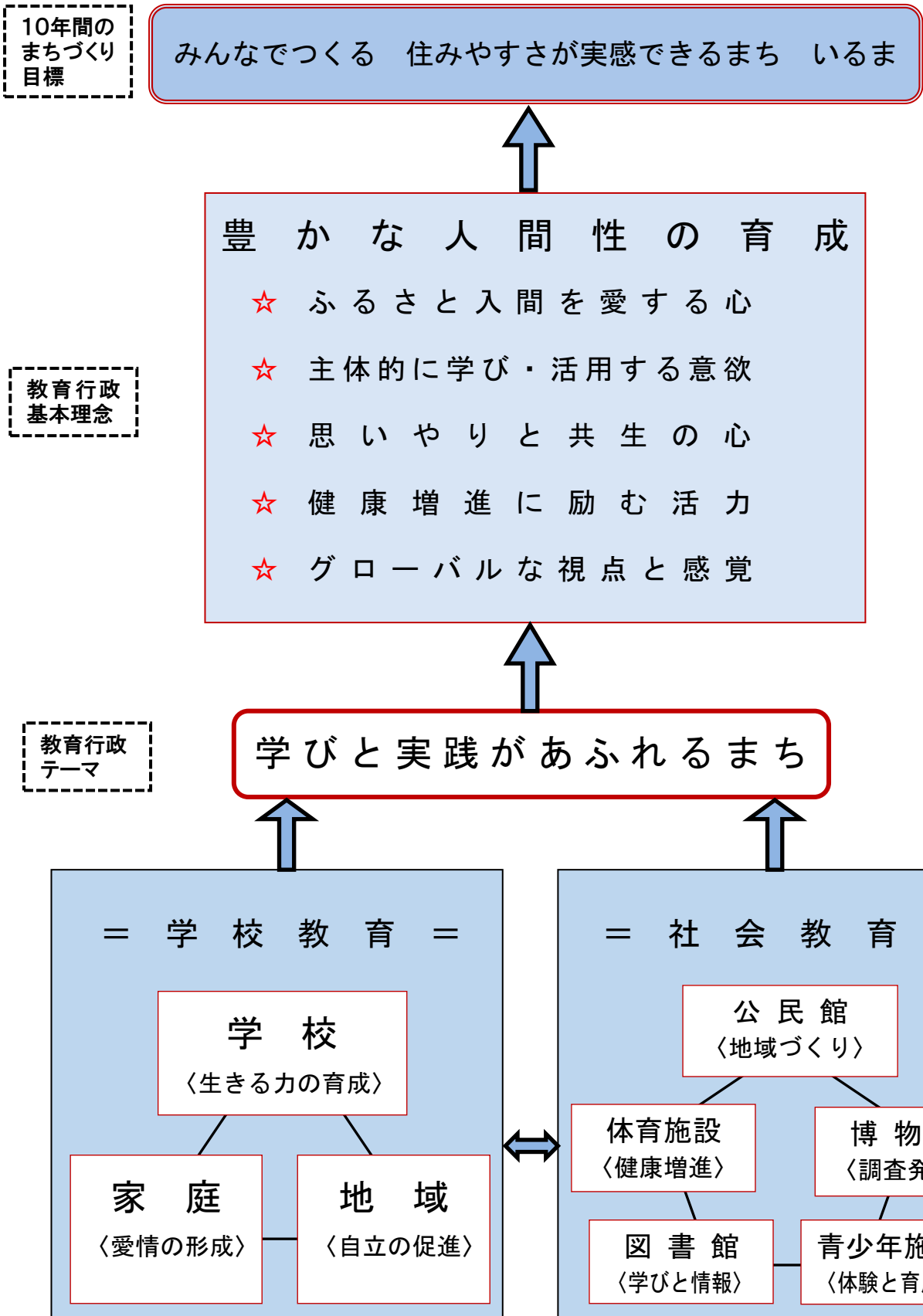
②地域との連携と生きる力の育成

中学校区ごとに地域交流研修会を設け、地域の特色を生かした開かれた学校づくりを進めることで、地域と連携した教育力の向上を図ります。さらに、小中学校が互いに補完しあい学校力を高めることで、地域で活躍できる子どもを育てます。地域の祭りやさまざまな行事を、大人と一緒に子どもたちが自信をもって実践し、役割を果たすことで、生きる力のいっそうの向上、社会的自立の促進を図ります。

③学びと実践による地域づくり

社会教育を総合的かつ効果的に展開していくために、市民と行政の協働による推進体制の充実を図ります。また、公民館、博物館、図書館等の社会教育施設や体育施設の運営を通して市民ニーズを把握し、協力団体やボランティアスタッフ等と積極的に事業の創造に取り組むことで、市民の学びと実践があふれる地域づくりを進めていきます。

入間市の教育



基本理念及び基本方針

○基本理念

* 豊かな人間性の育成

- ・ ふるさと人間を愛する心
- ・ 主体的に学び・活用する意欲
- ・ 思いやりと共生の心
- ・ 健康増進に励む活力
- ・ グローバルな視点と感覚

○基本方針

子どもから大人まで、市民が生涯にわたって学び続けることができるように、学びの場としての学校教育や社会教育の充実を図るとともに、学んだ成果を地域や社会に活かすことで、市民一人ひとりがいきいきと暮らせるまちづくりを目指すことを本市教育施策の基本方針とします。

○施策体系

(1) 人権教育

心豊かな社会形成の基本となる人権の尊重をはじめ、平和の尊さを認識し、大切にしていくための総合的・体系的な教育活動、人権教育に係る学習機会の充実に向けた取組みを推進します。

(2) 生涯学習

生涯学習推進のための環境づくりを進め、市民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習を通じた人づくり、学習の成果を生かしたまちづくりへとつなげていきます。

(3) 幼児・学校教育

確かな学力、豊かな心、健やかな体の総体である子どもたちの「生きる力」を育むことを目指し、幼児・学校教育の内容や体制の充実を図ります。

(4) 社会教育

青少年の育成、芸術の振興、公民館・博物館・図書館等の活用を通じて社会教育の充実を図ります。

(5) スポーツ・レクリエーション

健康な生活の基礎となるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

施策の体系

1 人権教育

| 政 策 | 施 策 | 主な取り組み |
|--------------------|------------|--------------------|
| 第1項 人権の尊重と権利の擁護 | (1)人権施策の推進 | ①人権の啓発 ②人権教育の推進 |
| | (2)平和施策の推進 | ①平和意識の高揚 |

2 生涯学習

| 政 策 | 施 策 | 主な取り組み |
|----------------|------------|---------------|
| 第1項 生涯学習の推進 | (1)学習環境の充実 | ①学習情報の提供 |
| | | ②学習機会の充実 |
| | (2)学習活動の充実 | ①市民の学び合いの促進 |
| | | ②団体間の連携の促進 |
| | (3)学習成果の活用 | ①学びを活用する機会の充実 |
| | | ②学習機会の充実 |

3 幼児・学校教育

| 政 策 | 施 策 | 主な取り組み |
|---------------------|--------------------|--------------------------|
| 第1項 学校教育の充実 | (1)学校教育体制及び学習環境の充実 | ①学校経営の充実 |
| | | ②生徒指導・教育相談の充実 |
| | | ③子ども未来室事業の推進 |
| | | ④教材・図書等の充実 |
| | | ⑤子育て家庭への経済的支援 |
| | | ⑥児童生徒と向き合う時間の確保（教職員の働き方） |
| | (2)学校教育内容の充実 | ①学力向上策の充実 |
| | | ②教職員研修の充実 |
| | | ③豊かな心を育む教育の推進 |
| | | ④健康・安全教育及び食育の推進 |
| 第2項 子ども・子育て支援の充実 | (1)幼児教育の環境整備 | ①子ども未来室事業の推進 |
| | | ②幼児の通級指導を通じた支援 |
| | | ③保護者への情報提供と支援 |
| | | ④保幼小中連携のための接続研修会の実施 |
| 第3項 学校施設の整備 | (1)学校施設の充実・最適化 | ①校舎・屋内運動場の整備 |
| | (2)学校給食施設・設備の充実 | ①学校給食センター施設・設備の整備 |
| | | ②自校給食施設・設備の整備 |

4 社会教育

| 政 策 | 施 策 | 主な取り組み |
|-------------------|-------------------------------|------------------------|
| 第1項 社会教育の充実 | (1) 社会教育環境の充実 | ①社会教育の機会の充実 |
| | | ②資料の収集・提供の充実 |
| | | ③社会教育に関する情報の提供の充実 |
| | (2) 家庭・地域の教育力の向上 | ①乳幼児の親を支援する事業の充実 |
| | | ②小中学生の親を支援する取り組み |
| | | ③家庭・学校・地域等の連携の促進 |
| | | ④団体支援の充実 |
| | (3) 青少年教育の充実 | ①体験機会の充実 |
| | | ②居場所づくりの充実 |
| | | ③青少年関係団体の支援の充実 |
| | | ④青少年を対象にしたスタッフ及びリーダー養成 |
| | (4) 文化財保護・活用の充実、伝統文化活動団体の育成支援 | ①指定文化財の保護 |
| | | ②文化財保護啓発事業の実施 |
| | | ③近代化遺産の保存・活用 |
| | | ④埋蔵文化財の保護 |
| | | ⑤伝統文化活動団体の支援の充実 |
| 第2項 社会教育施設等の整備 | (1) 施設の充実・最適化 | ①博物館施設の充実 |
| | | ②図書館施設の充実 |
| | | ③公民館施設の充実、地区センター化への諸準備 |